

春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市内において行われる土地区画整理事業の施行によって生じる清算事務を円滑に進めるため、清算金を納付すべき者に対し資金融資のあっせんを行うことを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額を別途覚書により取扱金融機関に預託するものとする。

(融資対象)

第3条 この制度の融資対象は、土地区画整理事業により清算金を納付すべき者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 春日井市内に住所を有する者
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 納付すべき清算金額が、30,000円以上の個人、又は納付すべき清算金の合計金額が、30,000円以上の世帯（法人を除く）

(融資条件)

第4条 この制度による融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 30,000円以上10,000,000円以内
- (2) 貸付期間 10年以内
- (3) 貸付利率 年5.5パーセント以内（保証料を含む。）
- (4) 担保、保証人、返済方法その他融資条件は取扱金融機関の定める約定による。

(融資手続)

第5条 この制度による融資を受けようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 春日井市土地区画整理事業清算金融資産あっせん申込書（第1号様式）1通
- (2) 印鑑証明書 1通
- (3) 市税の納税証明書 1通
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(受付場所)

第6条 融資あっせん申込みの受付場所は、まちづくり推進部都市整備課とする。

(審査決定)

第7条 市長は、融資のあっせん申込みを受けたときは、速やかにその内容について調査し、

適当と認めるものについては取扱金融機関に対し春日井市土地区画整理事業清算金融資あっせん書（第2号様式）により依頼するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の融資依頼のあったものについて審査のうえ、融資承諾の可否を決定し、市及び申込者に通知するとともに、貸付後春日井市土地区画整理事業清算金貸付報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（清算金の納付）

第8条 この制度に基づく融資を受けた者は、融資実行と同時に清算金を納付しなければならない。

（費用負担）

第9条 手数料、担保設定等融資手続き等に要する費用は、融資を受けようとする者の負担とする。

（融資決定の取消し）

第10条 市長は、融資の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、その者に対する融資の決定を取り消すことができる。

- (1) 目的以外に使用したとき。
- (2) その他市長が取消しを必要と認めたとき。

（仮清算への準用）

第11条 この要綱の規定は、仮清算について準用する。この場合において、「清算」とあるものは、「仮清算」と、「清算金」とあるものは、「仮清算金」と読み替えるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱及び春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱及び春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。
- 2 改正後の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱の規定は、平成25年11月15日以後の融資あっせん申込みについて適用し、同日前の融資あっせん申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

(第1号様式)

春日井市土地区画整理事業清算金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

次のとおり春日井 土地区画整理事業の清算金融資あっせんを受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

申 込 者	住 所	春日井市			TEL
	フリガナ				
	氏 名	実印			
融資を希望する金額	円	融資を希望する金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 支店		
清算金を合算する者	氏 名	申込者の続柄	住 所		
			春日井市		

※ 1 添付書類は、印鑑証明書、納税証明書（市県民税、固定資産税・都市計画税）
住民票の写し（清算金を合算する者がある場合）

※ 2 次の欄には記入しないでください。

春日井市審査事項

清算金合算金額	市税の滞納	あっせん番号
	有 無	〇〇 ー

(第3号様式)

春日井市土地区画整理事業清算金貸付報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

金融機関名

次のとおり、春日井市土地区画整理事業清算金融資の貸付けをしましたので報告します。

貸付先	住所 氏名		
貸付金額	金 円		
貸付期間	年 か月		
貸付利率	年 パーセント		
返済方法			
貸付年月日	平成 年 月 日		
貸付期限	平成 年 月 日		
貸付番号	第 号	あっせん番号	
備考			